



会社名株式会社ニックス

代表者名 代表取締役社長 青木 一英

(JASDAQ・コード 4243)

問合せ先 取締役兼グローバル管理本部長

先本 孝志

(TEL 045-221-2001)

## 定款一部変更に関するお知らせ

平成30年11月14日開催の臨時取締役会において、平成30年12月22日開催予定の第88期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 提案の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第41条(剰余金の配当等の決定機関)及び第42条(剰余金の配当の基準日)を新設するものであります。また、これに伴い新設条文の一部と内容が重複する現行定款第9条(自己の株式の取得)、第42条(期末配当金)及び第43条(中間配当金)を削除するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第9条(自己株式の取得) 当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、 取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株 式を取得することができる。	(削 除)
第 <u>10</u> 条~第 <u>41</u> 条 (条文省略)	第 <u>9</u> 条~第 <u>40</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	第41条 (剰余金の配当等の決定機関) 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各 号に定める事項については、法令に別段の定めがある 場合を除き、取締役会の決議によって定めることがで きる。

現行定款	変更案
(新 設)	第42条 (剰余金の配当の基準日) 1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第42条 (期末配当金) 当会社は株主総会の決議によって毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) を支払う。	(削除)
第43条(中間配当金) 当会社は取締役会の決議によって、毎年3月31日 の最終の株主名簿に記載または記録された株主また は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定 める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を することができる。	(削除)
第44条 (条文省略)	第43条 (現行どおり)

## 3. 定款変更の日程

(1) 定款一部変更のための株主総会開催日(予定)

(2) 定款変更の効力発生日 (予定)

平成30年12月22日 平成30年12月22日

以上